

建築物省エネ法の一部を改正する法律について

我が国のエネルギー需給構造の逼迫の解消や、地球温暖化対策に係る「パリ協定」の目標達成のため、住宅や建築物の規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な対策を講じることが必要不可欠であるとして、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律が本年5月17日に公布され、その一部が11月16日に施行されました。

以下では、11月16日に施行された改正規定等のうち、主なものについてまとめています。

○主な改正内容

(凡例 法：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、令：同法律施行令、規則：同法律施行規則)

(1) 省エネ性能に関する計画の届出に係る特例 (法第19条、規則第13条の2関係)

建築物のエネルギー消費性能の確保のための計画の届出に併せて、建築物エネルギー消費性能基準への適合性に関する審査で建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして国土交通省令で定めるものの結果を記載した書面[※]を提出する場合について、当該計画の届出期限が、工事に着手する日の21日前から3日前に見直された。

※ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が建築物のエネルギー消費性能に関する評価を行った結果を記載した書面であるBELSによる評価書等又は設計住宅性能評価書

(2) 住宅トップランナー制度の対象拡大

(法第28条の2、法第28条の3、法第28条の4、令第12条、令第13条関係)

請負型規格住宅[※]として、一戸建ての住宅を年間300戸以上又は長屋・共同住宅を年間1,000戸以上供給する事業者(特定建設工事業者)は、請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準に適合させるよう努めることとされた。

※ 自らが定めた住宅の構造及び設備に関する規格に基づき住宅を新たに建設する工事を業として請け負う者が、新たに建設する当該規格に基づく住宅

(3) 性能向上計画認定による容積率特例の対象拡大 (法第29条、法第30条、法第35条、令第14条関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定において、申請建築物以外の建築物のエネルギー消費性能の向上にも資するよう、当該申請建築物に自他供給型熱源機器等を設置しようとする場合、省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分(上限は、申請建築物と当該申請建築物以外の建築物の延べ面積の合計の1/10)は、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされた。

詳細に関しては、国土交通省のウェブサイト(http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000904.html)等にて各自ご確認をお願いいたします。

以上